

公益財団法人大阪造船所奨学会  
令和7年度奨学金募集要項

1. 趣 旨

本財団は、理工系の学科を専攻する大学生及び大学院生で、学業優秀でありながら経済的理由により修学困難な者に対して奨学援助を行い、もって我が国の科学技術分野の教育・学術研究の発展に寄与することを目的とする。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付型とし、返還の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 奨学生の応募資格

- (1) 本財団の定める学力基準及び家計基準を満たす者
- (2) 理工系の学科を専攻する大学3年生又は4年生及び大学院（修士課程）1年生又は2年生である者
- (3) 他の奨学金制度による奨学金の給付を本奨学金と併用して受けない者  
（他の給与奨学金との併給不可）

4. 採用人員

35名程度

5. 奨学金の額と支給の方法

- (1) 支給金額  
月額3万円
- (2) 支給の期間  
奨学生に採用したときから、原則として1年間とします。
- (3) 支給の時期  
奨学金は、誓約書を受領後に、4月に遡及して支給します。

6. 奨学金の休止、停止又は廃止

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給の休止、停止又は廃止をすることがあります。

- (1) 一月以上病気等により又は理由なく長期欠席したとき
- (2) 休学又は外国へ留学したとき
- (3) 在学する大学における学籍を失ったとき
- (4) 学則により処分を受けたとき
- (5) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (7) 本財団の事務局と連絡が取れなくなったとき、又はその指示や指導に従わなかったとき

(8) 本財団若しくは本財団の支援企業の名誉を傷つけ、又は著しく迷惑をかけたとき

7. 募集方法

大学を通じて募集します。

学生からの直接応募は一切受け付けません。

8. 応募の手続

次の書類を揃え、4月11日（金）までに、埼玉大学 学生支援課奨学支援担当係窓口（全学講義棟1号館1階 学生センター内）に提出してください。

- (1) 奨学生願書（所定の様式）※手書きで記入すること。
- (2) 最新の成績証明書
- (3) 父母（父母がいない場合は代わって家計を支えている人）に係る直近の給与所得の源泉徴収票のコピーまたは所得税の確定申告書の写し
- (4) 個人情報の取扱いに関する同意書（所定の様式）
- (5) ~~大学学長等の推薦書（所定の様式）~~ 推薦書作成許諾書（指導教員に確認・記載いただいた上で提出してください。）

9. 選考及び決定

- (1) 推薦された者について、本財団に設置する奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が奨学生を決定します。
- (2) 採用決定者については、6月下旬までに大学を経由して本人に通知します。

10. その他

応募書類の受付後、その記載内容の確認のため本財団の担当者が直接本人と面談を行うことがあります。なお、面談を行う場合には、事前にご連絡します。

また、応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

※ 年1回程度、奨学生交流会を地域ごとに実施していますので、奨学生に採用された方は積極的に参加してください。

以 上

【応募書類提出先・問合せ先】

埼玉大学 学務部 学生支援課 奨学支援担当係（全学講義棟1号館1階 学生センター内）

〒338-8570 埼玉県さいたま市桜区下大久保 255

TEL：048-858-3033

(別表)

応募資格

1. 学力基準

原則として、GPA (Grade Point Average) が2.5以上の者とする。

なお、GPAによる学力基準を適用することが適当でない大学については、これに相当する校内学力基準により判定するものとする。

評価	合格 (単位修得)				不合格
	S (秀)	A (優)	B (良)	C (可)	D (不可)
点数	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0
GP	4	3	2	1	0

$$GPA = \frac{\text{(履修登録した科目のGP} \times \text{その科目の単位数) の総和}}{\text{履修登録した全科目の総単位数}}$$

※ GPA以外の校内学力基準についても、GPAの計算方法に準じて計算するものとする。

2. 家計基準

家計基準は、世帯人員、就業者の有無等によって異なります。

家計支持者 (父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人) の収入金額が選考の対象となりますが、収入・所得の目安はおよそ次の金額以内です。

区分	給与所得者	給与所得者以外
～3人世帯	895万円	409万円
4人世帯	950万円	464万円
5人世帯～	1,015万円	529万円

- ・ 給与所得者：源泉徴収票等の支払金額 (税込)
- ・ 給与所得者以外：確定申告書等の所得金額 (税込)